

報 道 資 料

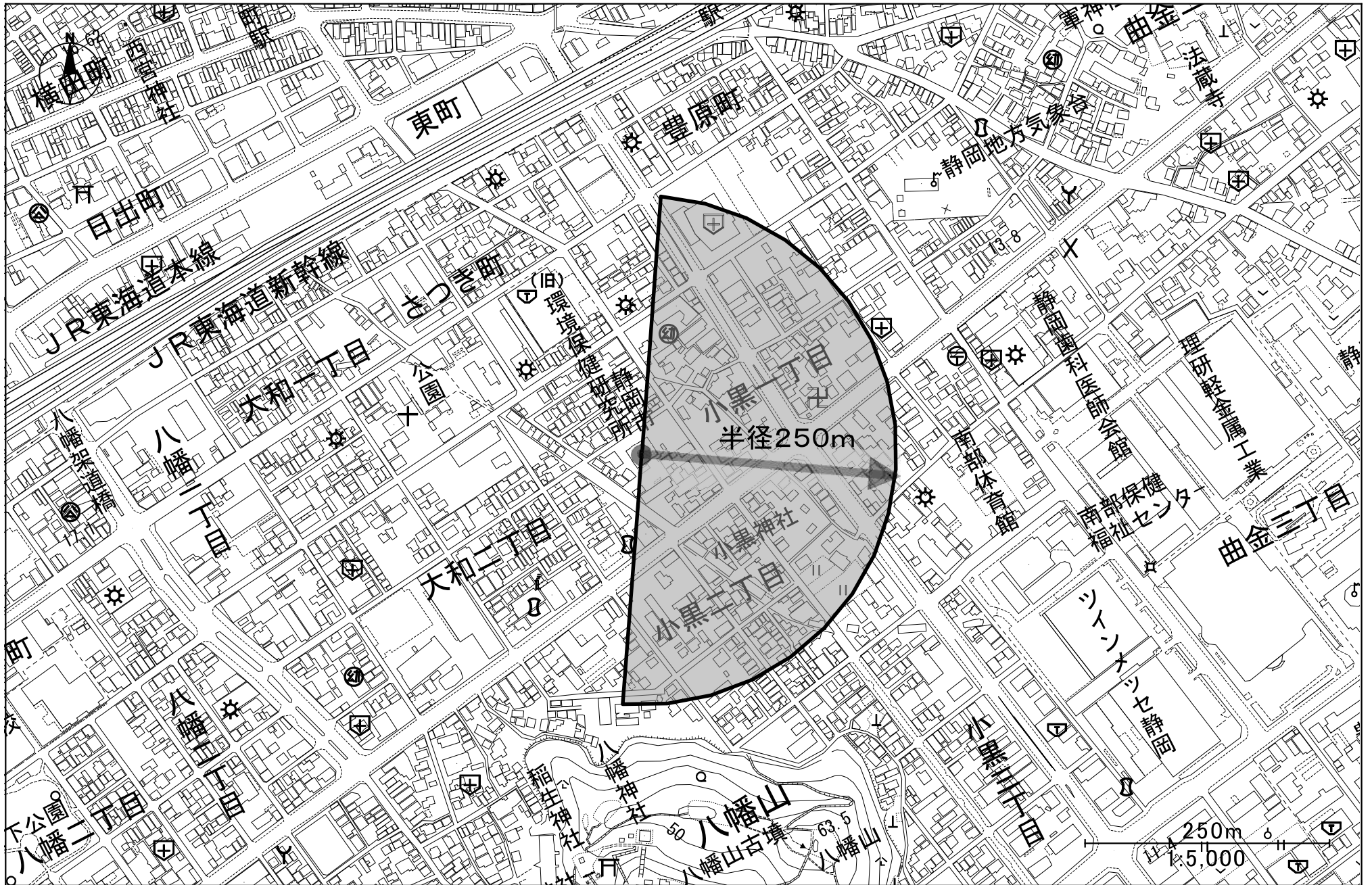
静岡市

(令和7年7月8日)

◆件名	旧環境保健研究所敷地の土壌調査結果の公表																	
◆概要	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保健研究所は、令和7年4月に駿河区小黒一丁目から駿河区曲金二丁目へ移転しました。 ・この移転に伴い、土壌汚染対策法（以下「法」）第3条第1項の規定に基づく土壌汚染状況調査（表層調査）を実施したところ、旧環境保健研究所敷地の一部区画から特定有害物質である「鉛及びその化合物」及び「砒素及びその化合物」が、基準値を超えて検出されました。 ・当該研究所で扱ってきた有害物質は厳重かつ適正に管理し、また、敷地内の集水桝、配管及び基礎底面の亀裂は確認されていないことから、現時点で有害物質が検出された原因は不明です。 ・今後、法に従い地下水利用状況調査及び水質検査を実施し、旧環境保健研究所の解体工事等を進めていきます。 																	
◆調査結果	<p>土壌試料採取期間：令和7年4月16日～5月20日</p> <p>調査結果</p> <table border="1" data-bbox="432 1003 1430 1200"> <thead> <tr> <th data-bbox="432 1003 743 1055">特定有害物質名</th> <th colspan="2" data-bbox="743 1003 1182 1055">基準値</th> <th data-bbox="1182 1003 1430 1055">結果(最大)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="432 1055 743 1151" rowspan="2">鉛及びその化合物</td> <td data-bbox="743 1055 932 1106">溶出量</td> <td data-bbox="932 1055 1182 1106">0.01mg/L 以下</td> <td data-bbox="1182 1055 1430 1106">0.024mg/L</td> </tr> <tr> <td data-bbox="743 1106 932 1151">含有量</td> <td data-bbox="932 1106 1182 1151">150mg/kg 以下</td> <td data-bbox="1182 1106 1430 1151">240mg/kg</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1151 743 1200">砒素及びその化合物</td> <td data-bbox="743 1151 932 1200">溶出量</td> <td data-bbox="932 1151 1182 1200">0.01mg/L 以下</td> <td data-bbox="1182 1151 1430 1200">0.050mg/L</td> </tr> </tbody> </table> <p><基準値の説明></p> <ul style="list-style-type: none"> ・溶出量基準値：70年間、1日2リットルの地下水を毎日飲用したときに健康被害が生じるおそれのある濃度 ・含有量基準値：70年間、1日あたり子ども(6歳以下)200mg、大人100mgの土を毎日経口摂取してしまったときに健康被害が生じるおそれのある濃度 			特定有害物質名	基準値		結果(最大)	鉛及びその化合物	溶出量	0.01mg/L 以下	0.024mg/L	含有量	150mg/kg 以下	240mg/kg	砒素及びその化合物	溶出量	0.01mg/L 以下	0.050mg/L
特定有害物質名	基準値		結果(最大)															
鉛及びその化合物	溶出量	0.01mg/L 以下	0.024mg/L															
	含有量	150mg/kg 以下	240mg/kg															
砒素及びその化合物	溶出量	0.01mg/L 以下	0.050mg/L															
◆今後の対応	<p>市は、法に基づき、次のとおり対応します。</p> <p><令和7年度中></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地下水利用状況調査及び水質検査の実施 土壌汚染による地下水の影響を確認するため、地下水の流向の下流半径約250mの範囲内の地下水利用状況を調査し、飲用井戸が確認された場合は水質検査を実施します。別紙参照 ・建物等の解体 旧環境保健研究所敷地内に観測井戸を設置し、定期的に地下水の状況をモニタリングしながら、建物等を解体します。 <p><令和8年度以降></p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染状況調査（深度調査）の実施 旧環境保健研究所敷地内の汚染の深さ方向の広がりを確認するため、基準値を超えて汚染が検出された区画の深度調査を行います。 																	

	<p>・区域の指定</p> <p>土壌汚染状況調査結果及び飲用井戸の有無の実態により、区域の指定を行います。</p> <p>飲用井戸があった場合：「要措置区域」に指定し、汚染除去等を実施</p> <p>飲用井戸がなかった場合：「形質変更時要届出区域」に指定。区域内で 土地の形質の変更に着手する際には、事前届出が必要となる。</p> <p>地元住民の皆さんへのお知らせと協力をお願い</p> <p>・次のことを記載したチラシを、地下水利用状況調査対象のお宅に回覧します。</p> <p>：地下水利用状況調査へのご協力をお願いします。</p> <p>：井戸水を飲用されている方は、安全が確認されるまで井戸水の飲用は控えるようお願いします。なお、散水等の利用には影響はありません。</p>
◆問い合わせ	<p>【土壌汚染調査結果について】</p> <p>環境保健研究所(駿河区曲金二丁目) 杉山・和田、電話 054-285-2131</p> <p>【地下水利用状況調査及び土壌汚染対策法の手続きについて】</p> <p>環境保全課(静岡庁舎 13階) 齋藤・佐藤、電話 054-221-1359</p>

※別紙資料 有



汚染地点の地下水の流向 →